

○香芝市建設工事等請負業者選定基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香芝市が発注する建設工事の請負、測量・建設コンサルタント等の業務の委託又は役務の提供を受ける委託の契約に係る競争入札に参加させる者及び随意契約の相手方の選定基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成25年4月1日・平成29年4月1日・一部改正)

(指名競争入札参加者の数の基準)

第2条 香芝市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等の業務又は役務の提供(以下「建設工事等」という。)の請負又は委託の契約に係る指名競争入札に参加させる者の数は、原則として次の表の請負等対象設計金額の区分により、それぞれ当該区分ごとに定める数を基準とする。ただし、香芝市建設工事等請負業者選定委員会(以下「委員会」という。)が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

請負等対象設計金額	選定業者の数
2,000万円以上	5以上
500万円以上2,000万円未満	4以上
500万円未満	3以上

2 前項に規定する請負等対象設計金額は、建設工事にあつては担当所管課から提出される工事概算額とし、測量・建設コンサルタント等の業務又は役務の提供にあつては、担当所管課から提出される委託概算額とする。

(平成22年4月14日・平成24年4月6日・平成29年4月1日・一部改正)

(選定の基準)

第3条 建設工事等に係る競争入札に参加させる者の選定にあつては、別に定める香芝市建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成18年訓令甲第1号。以下「入札参加資格規程」という。)に定める市内の区分の資格を受けた者を優先して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、技術力等を考慮し、特に必要と認める場合は、市内以外の区分の資格を受けた者を選定することができる。

3 建設工事のうち土木一式工事又は建築一式工事に係る競争入札に参加させる者を、第1項の規定に基づき、市内の区分の資格を受けた者のうちから選定する場合にあつては、入札参加資格規程第4条第1項に定めるそれぞれの格付区分に対する請負対象設計金額の基準は、次のとおりとする。

	格付区分	請負対象設計金額
土木 一式 工事	Aランク	1,500万円以上
	Bランク	700万円以上3,000万円未満
	Cランク	200万円以上1,500万円未満
	Dランク	200万円以上700万円未満
	Eランク	200万円未満
建築 一式 工事	Aランク	1,500万円以上
	Bランク	700万円以上5,000万円未満
	Cランク	200万円以上1,500万円未満
	Dランク	200万円以上700万円未満
	Eランク	200万円未満

- 4 建設工事のうち入札参加資格規程に定める専門業種（ほ装の業種に限る。）に係る競争入札に参加させる者を、第1項の規定に基づき市内の区分の資格を受けた者のうちから選定する場合にあっては、入札参加資格規程第4条第4項に定めるそれぞれの格付区分に対する請負対象設計金額の基準は、次のとおりとする。

格付区分	請負対象設計金額
Aランク	800万円以上
Bランク	500万円以上2,000万円未満
Cランク	800万円未満

- 5 工事の内容及び工事発注件数等を勘案し、委員会において特に必要と認める場合は、前2項の基準を調整できるものとする。
- 6 建設工事のうち入札参加資格規程に定める専門業種に係る競争入札に参加させる者を選定する場合にあっては、専門業者としての資格を受けた者を優先して、選定を行うものとする。
- 7 前各項の規定にかかわらず、入札参加資格者が所有若しくは管理する主たる営業所、住宅前の建設工事又は所有する土地を利用する等入札参加資格者の協力を得て行う建設工事にあつては、工事内容及び技術力等を勘案し、当該建設工事が適正に施工されると認める場合は、当該者を選定することができる。

(平成18年4月1日・平成24年4月6日・平成25年4月1日・令和4年4月1日・一部改正)

(選定の留意事項)

第4条 建設工事等に係る競争入札に参加させる者の選定にあたっては、次の各号に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 工事实績又は業務実績
- (2) 信用度
- (3) 手持工事又は業務の状況
- (4) 工事又は業務の成績等

(平成25年4月1日・一部改正)

(随意契約における選定基準等)

第5条 建設工事等の随意契約を締結する場合は、前条各号に掲げる事項に留意し、担当所管課において選定を行うものとする。

2 担当所管課は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号、第6号、第7号又は第9号に該当し建設工事の契約金額が50万円を超える随意契約又は測量・建設コンサルタント等の業務の委託若しくは役務の提供を受ける委託の契約金額が50万円を超える随意契約を締結する場合は、随意契約承認願(第1号様式)を委員会に提出し、委員会の承認を得なければならない。

(平成18年4月1日・平成29年4月1日・令和2年12月1日・一部改正)

(選定委員会への報告)

第6条 担当所管課は、建設工事等に係る競争入札に参加する者の選定をしようとするときは、指名競争入札にあつては報告書(第2号様式)を、一般競争入札にあつては報告書(第2号の2様式)を委員会に提出しなければならない。

2 担当所管課は、建設工事等の随意契約を締結した場合は、速やかに随意契約報告書(第3号様式)により、委員会に報告しなければならない。

(平成18年4月1日・平成25年4月1日・一部改正)

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。